

被扶養者認定における60歳以上の 所得要件が変わりました

被扶養者として認定できない者

❖ 令和5年3月31日以前

60歳以上で収入の全部または一部に公的年金を含む恒常的な収入が180万円以上ある者および障害を給付事由とする公的年金を含む恒常的な収入が180万円以上ある者。

❖ 令和5年4月1日以降

60歳以上で収入が180万円以上ある者および障害を給付事由とする公的年金を含む恒常的な収入が180万円以上ある者。



認定申請者の区分		障害年金受給者	60歳以上の者	60歳未満の者
収入基準額 (収入の限度額)	年額	180万円未満	180万円未満	130万円未満
	月額	150,000円未満	150,000円未満	108,334円未満
	日額	5,000円未満	5,000円未満	3,612円未満

※上記の取扱いについては、令和5年4月1日より適用することといたします。